

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月14日

【四半期会計期間】 第15期第2四半期(自平成25年11月1日至平成26年1月31日)

【会社名】 株式会社ビットアイル

【英訳名】 Bit-isle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 寺田航平

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目5番5号

【電話番号】 03-5782-8721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 深井英夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目5番5号

【電話番号】 03-5782-8721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 深井英夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期 第2四半期 連結累計期間	第15期 第2四半期 連結累計期間	第14期
会計期間		自 平成24年8月1日 至 平成25年1月31日	自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日	自 平成24年8月1日 至 平成25年7月31日
売上高	(百万円)	8,056	8,819	16,663
経常利益	(百万円)	1,456	1,367	2,745
四半期(当期)純利益	(百万円)	894	851	1,703
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,049	712	2,010
純資産額	(百万円)	9,263	12,598	12,129
総資産額	(百万円)	30,687	37,856	34,528
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	27.06	23.96	51.13
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	26.42	23.30	49.70
自己資本比率	(%)	29.3	32.3	34.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,343	2,193	4,873
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,302	3,340	4,697
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,066	2,452	2,998
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	4,154	7,525	6,220

回次		第14期 第2四半期 連結会計期間	第15期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日	自 平成25年11月1日 至 平成26年1月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	13.43	11.00

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、一連の経済財政政策等への期待感から円安・株高傾向が定着し、個人消費、企業業績、製造業の設備投資が上向くなど緩やかな回復傾向となりましたが、中国をはじめとする新興国の経済成長の鈍化や欧州経済の長期低迷に加え、平成26年4月からの消費税率引き上げを背景とした消費低迷などの懸念材料があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

一方、国内ITアウトソーシングサービス市場に関しましては、平成24年に2兆9,684億円であった市場規模が平成29年には3兆2,925億円となることを見込まれております(矢野経済研究所)。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってはコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。さらに、インターネット資産に対する企業の考え方は「所有」から「利用」への傾向に変化していることも当社グループの事業領域を牽引する要因となっております。また、当社グループの中核サービスであるIDCサービスと相関性の高いデータセンター市場に関しましては、平成25年に9,926億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS等新たなサービス需要の高まりなどにより、平成29年には1兆2,831億円に達すると見込まれ、その後も7%程度の成長が見込まれております(IDC Japan)。

このような環境の下、当社グループは当第2四半期連結累計期間も、引き続きIDCサービスの販売を進めることによりデータセンターの稼働率を高めるとともに、レンタルやクラウドサービスを中心としたマネージドサービスの収益も拡大するなど、IDCサービス、マネージドサービス、ソリューションサービスのいずれのサービスも順調に推移した結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は8,819百万円(前年同期比9.5%増加)となりましたが、主に電力料金の上昇等の影響により営業利益1,501百万円(前年同期比5.8%減少)、経常利益1,367百万円(前年同期比6.1%減少)となり、四半期純利益は851百万円(前年同期比4.8%減少)となりました。

< IDCサービス >

IDCサービスにおきましては、堅調な市場環境に 대응できる拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化した結果、当第2四半期連結会計期間末において稼働ラック数は4,528ラック(前年同期比1.3%増加)となり、売上高、顧客数ともに着実な積み上げを達成することができました。

その結果、IDCサービスの当第2四半期連結累計期間の売上高は5,395百万円(前年同期比0.6%増加)となりました。

< マネージドサービス >

マネージドサービスにおきましては、クラウドサービス販売が好調なこと等により、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

その結果、マネージドサービスの当第2四半期連結累計期間の売上高は2,319百万円（前年同期比12.8%増加）となりました。

<ソリューションサービス>

ソリューションサービスにおきましては、100%子会社である株式会社ビットサーフにおけるグループ外向けのシステムインテグレーション、エンジニアリングサービス提供が引き続き好調であった結果、ソリューションサービスの当第2四半期連結累計期間の売上高は1,002百万円（前年同期比57.0%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は37,856百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,327百万円増加しました。これは現金及び預金の増加1,305百万円、データセンター等の設備投資による有形固定資産の増加3,606百万円及びデータセンター建物、設備等の減価償却による減少1,610百万円が主な要因であります。

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べ2,859百万円増加し25,258百万円となりました。これは借入金残高の増加3,390百万円及び未払金の減少288百万円、前受金の減少247百万円等が主な要因であります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は前連結会計年度末に比べ469百万円増加し12,598百万円となりました。これは剰余金の配当354百万円、四半期純利益851百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は32.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,305百万円増加し7,525百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、2,193百万円（前年同期は2,343百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益1,373百万円、減価償却費1,675百万円、前受金の減少250百万円及び未払金の減少207百万円等の要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、3,340百万円（前年同期は2,302百万円の使用）となりました。これは主にデータセンター等に係る有形固定資産の取得による支出3,333百万円、データセンター等の設備を一部リース会社に売却した際の有形固定資産の売却による収入106百万円等の要因によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、2,452百万円（前年同期は1,066百万円の獲得）となりました。これは主に借入による収入4,500百万円、借入金の返済による支出1,109百万円、リース債務の返済による支出630百万円及び配当金の支払353百万円等の要因によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	109,000,000
計	109,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年3月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,630,400	35,630,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株制度は100株でありま す。
計	35,630,400	35,630,400		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年3月1日からこの報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第12回新株予約権 Aプラン

決議年月日	平成25年12月3日
新株予約権の数(個)	363
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成27年12月19日から 平成35年12月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である従業員が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成25年12月19日から平成27年12月18日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り上げるものとします。

調整後無償取得価額 = 調整前無償取得価額 × (1 / 分割・併合の比率)

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

第12回新株予約権 Bプラン

決議年月日	平成25年12月3日
新株予約権の数(個)	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成27年12月19日から 平成55年12月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役又は監査役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」)から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。

但し、退任もしくは辞任以外の事由により地位を喪失した場合は取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず新株予約権者が平成55年11月2日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成55年11月3日から平成55年12月2日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

後記3に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が平成28年11月30日以前に取締役又は監査役の地位を喪失した場合に行使できる新株予約権の数は、当初に割当てられた新株予約権の割当数に新株予約権を付与された日の属する月から取締役又は監査役の地位を喪失した日の属する月までの月数を乗じ36ヶ月で除した数とし、残余についての行使は認めない。行使できる新株予約権の個数の計算においては、当初割り当てられた日の属する月と取締役又は監査役の地位を喪失した日の属する月のいずれをも含み、また計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令又は当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合(いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

第12回新株予約権 Cプラン

決議年月日	平成25年12月3日
新株予約権の数(個)	2,038
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	203,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	847 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成27年12月19日から 平成35年12月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 847 資本組入額 424
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後1株当たり払込金額 = 調整前1株当たり払込金額 × (1 / 分割・併合の比率)

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。

本新株予約権者が取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。

(イ) 本新株予約権者である取締役及び監査役が任期満了により退任した場合

(ロ) 本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合

(ハ) 本新株予約権者である従業員が定年退職した場合

(ニ) 上記以外の事由による地位の喪失で取締役会が特に承認した場合

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および従業員ならびに当社関係会社の取締役、監査役および従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成25年12月19日から平成27年12月18日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が、400円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り上げるものとします。

調整後無償取得価額 = 調整前無償取得価額 × (1 / 分割・併合の比率)

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

新株予約権の取得の条件

組織再編行為前の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年11月1日～ 平成26年1月31日	134,200	35,630,400	25	3,492	25	2,427

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成26年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川2丁目6-10	5,220	14.65
寺田 航平	東京都品川区	4,118	11.55
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南2丁目17-1	3,360	9.43
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,596	4.47
寺田 保信	東京都世田谷区	1,573	4.41
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,412	3.96
BBH FOR MATTHEWS ASIA GROWTH FUND (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行 決済事業部)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	977	2.74
TMAM-GO JAPAN ENGAGEMENT FUND (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	26 THROGMORTEN STREET, LONDON, EC2N 2AN UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	800	2.24
CMBL S.A. RE MUTUAL FUND (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	26 THROGMORTEN STREET, LONDON, EC2N 2AN UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	766	2.15
HSBC - FUND SERVICES, SPARX ASSET MANAGEMENT CO LTD (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	752	2.11
計		20,575	57.74

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年 1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,627,700	356,277	
単元未満株式	普通株式 2,700		
発行済株式総数	35,630,400		
総株主の議決権		356,277	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年11月1日から平成26年1月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年8月1日から平成26年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、四半期連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人会計基準機構へ加入し、定期的に監査法人等の主催するセミナーに参加しております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,220	7,525
売掛金	842	992
その他	1,015	1,064
貸倒引当金	36	40
流動資産合計	8,041	9,542
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	15,488	14,843
機械及び装置（純額）	1,370	1,374
工具、器具及び備品（純額）	1,247	1,249
リース資産（純額）	3,324	3,066
建設仮勘定	1,630	4,522
有形固定資産合計	23,060	25,056
無形固定資産		
のれん	90	70
その他	320	270
無形固定資産合計	410	341
投資その他の資産		
投資有価証券	1,081	971
差入保証金	1,010	1,003
その他	926	942
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	3,016	2,916
固定資産合計	26,487	28,314
資産合計	34,528	37,856

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年1月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	110	4,100
1年内返済予定の長期借入金	4,283	4,551
リース債務	1,158	1,109
未払金	1,232	944
未払法人税等	213	594
賞与引当金	111	116
前受金	1,323	1,076
その他	229	239
流動負債合計	8,663	12,732
固定負債		
長期借入金	10,949	10,082
リース債務	2,203	1,990
その他	582	453
固定負債合計	13,735	12,525
負債合計	22,399	25,258
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,462	3,492
資本剰余金	2,645	2,675
利益剰余金	5,236	5,732
株主資本合計	11,345	11,901
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	478	334
その他の包括利益累計額合計	478	334
新株予約権	290	341
少数株主持分	16	21
純資産合計	12,129	12,598
負債純資産合計	34,528	37,856

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)
売上高	8,056	8,819
売上原価	5,539	6,341
売上総利益	2,517	2,478
販売費及び一般管理費	922	976
営業利益	1,594	1,501
営業外収益		
受取利息	7	6
消費税免除益	-	6
助成金収入	-	3
その他	4	1
営業外収益合計	11	17
営業外費用		
支払利息	150	145
その他	0	6
営業外費用合計	150	152
経常利益	1,456	1,367
特別利益		
負ののれん発生益	-	5
特別利益合計	-	5
税金等調整前四半期純利益	1,456	1,373
法人税等	555	516
少数株主損益調整前四半期純利益	901	856
少数株主利益	7	5
四半期純利益	894	851

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	901	856
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	148	144
その他の包括利益合計	148	144
四半期包括利益	1,049	712
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,042	707
少数株主に係る四半期包括利益	7	5

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,456	1,373
減価償却費	1,665	1,675
のれん償却額	20	19
株式報酬費用	58	65
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	4
賞与引当金の増減額(は減少)	2	2
受取利息	7	6
支払利息	150	145
助成金収入	-	3
消費税免除益	-	6
負ののれん発生益	-	5
売上債権の増減額(は増加)	31	123
前受金の増減額(は減少)	153	250
未払金の増減額(は減少)	212	207
その他	29	173
小計	3,042	2,507
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	144	148
法人税等の支払額	555	164
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,343	2,193
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,659	3,333
有形固定資産の売却による収入	724	106
無形固定資産の取得による支出	133	12
投資有価証券の取得による支出	-	114
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6	7
差入保証金の差入による支出	34	-
差入保証金の回収による収入	0	5
その他	192	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,302	3,340
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	4,000
短期借入金の返済による支出	20	10
長期借入れによる収入	2,900	500
長期借入金の返済による支出	1,050	1,099
株式の発行による収入	13	45
自己株式の処分による収入	14	-
配当金の支払額	164	353
リース債務の返済による支出	625	630
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,066	2,452
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,108	1,305
現金及び現金同等物の期首残高	3,045	6,220
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,154	7,525

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日至平成26年1月31日)	
(税金費用の計算)	
税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

第5データセンター建設に伴い当社が将来負うべき債務について、リース会社が立替えている代金に対し、債務を保証しております。

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年1月31日)
東京センチュリーリース㈱	773百万円	1,555百万円

2 当座貸越契約及びコミットメント契約に関する契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年1月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	11,434百万円	11,394百万円
借入実行高	110	4,100
差引額	11,324	7,294

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)
給与手当	271百万円	298百万円
賞与引当金繰入額	41	47

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)
現金及び預金勘定	4,154百万円	7,525百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来 する短期投資(有価証券)		
現金及び現金同等物	4,154	7,525

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年8月1日 至 平成25年1月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月24日 定時株主総会	普通株式	164	5	平成24年7月31日	平成24年10月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月5日 取締役会	普通株式	165	5	平成25年1月31日	平成25年4月23日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月29日 定時株主総会	普通株式	354	10	平成25年7月31日	平成25年10月30日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当金10円には、上場記念配当4円を含んでおります。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月4日 取締役会	普通株式	213	6	平成26年1月31日	平成26年4月23日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年8月1日 至 平成25年1月31日)

当社グループは、総合ITアウトソーシング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日)

当社及び連結子会社の事業は、報告セグメントが総合ITアウトソーシング事業のみであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年8月1日 至平成25年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	27円06銭	23円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	894	851
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	894	851
普通株式の期中平均株式数(株)	33,040,202	35,529,458
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	26円42銭	23円30銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	795,102	1,004,336
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権191,000株)	第10回新株予約権 Cプラン (新株予約権166,200株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成26年3月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ)配当金の総額..... 213百万円

(ロ)1株当たりの金額..... 6円00銭

(ハ)支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成26年4月23日

(注)平成26年1月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年3月3日

株式会社ビットアイル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 宏 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年11月1日から平成26年1月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年8月1日から平成26年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成26年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。